

●香川県告示第214号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の変更の届出があった。

平成26年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

平成26年4月14日

2 住所

高松市牟礼町牟礼2007番地3

3 氏名

竹内 重敏

4 売りさばき場所

変更前 高松市牟礼町牟礼1025番地1

変更後 高松市牟礼町牟礼2007番地3